

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の実行状況

目次

はじめに	1
県立社会福祉施設に係る工程表	2
《各施設について》	
女性のための相談支援センター(福島市上浜町)	4
福島学園(須賀川市森宿)	5
若松乳児院(会津若松市城東町)	6
総合療育センター(郡山市富田町)	7
大笹生学園(福島市大笹生)	8
郡山光風学園(郡山市大槻町)	9
ばんだい荘あおば・わかば(猪苗代町長田)	10
太陽の国ひばり寮(西郷村真船)	11
太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘(西郷村真船)	12
太陽の国関連施設(太陽の国病院等)(西郷村真船)	13

福島県保健福祉部
令和4年1月 福島県社会福祉審議会報告

はじめに

○経過等

平成16年2月の県社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、同年3月に「県立社会福祉施設(入所)のあり方見直しについて」を策定し、これまで民間への移譲や指定管理制度の導入など見直しに取り組んできた。

この見直しから10年余りが経過し、法制度の改正や施設利用者の状況など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課題等が生じていることから、平成28年度に改めて見直しの検討を行った。

その結果、平成28年10月の県社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、同年12月に「県立社会福祉施設のあり方見直しについて(対応方針)」を策定した。

さらに、この対応方針を踏まえて、あり方見直しに係る具体的な手順、方策、時期等を定めた工程表を平成30年2月に策定し、県は進行管理を隨時実施していくとともに、実行状況を県社会福祉審議会に報告している。

県立社会福祉施設見直しに係る工程表・実行状況

【令和4年1月31日】

※上段：工程表（H30.2）、下段：工程表に基づく計画の実行状況

施設名	設置場所	制度	施設の種別	現運営形態	見直しの方向 (対応方針)	H 28	H 29	H 30	R 01	R 02	R 03	R 04	R 05	R 06	R 07	備 考	
女性のための相談支援センター	福島市	措置	婦人保護施設	県直営	入所の長期化等に対応した支援の充実	利用者への支援計画 支援計画に基づく自立に向けた援助の実施										→	法定必置機関：県直営を継続
福島学園	須賀川市	措置	児童自立支援施設	県直営	児童相談所と連携した支援	児童の自立支援計画 自立支援計画に基づく支援の実施										→	法定必置機関：県直営を継続
若松乳児院	会津若松市	措置	乳児院	県直営	医療機関と連携した新たな乳児院のあり方、児童養護施設との併設の可能性を検討	新たな乳児院機能・役割 方針決定 基本構想策定	施設運営方法 事業提案 公募候補者選定 整備計画策定									→	「医療機関と連携した新たな乳児院のあり方」を優先して検討
総合療育センター	郡山市	契約・措置	肢体不自由児施設	県直営	県立施設として運営	施設・設備の機能強化、サービス提供体制充実 施設・設備の機能強化 サービス提供体制充実の随時検討										→	
大笹生学園	福島市	契約・措置	知的障がい児施設	県直営	社会福祉法人への移譲等について検討	運営方法の検討 課題整理	方針決定 方針決定 条例改正									→	H27改築移転
郡山光風学園	郡山市	契約・措置	聴覚障がい児施設	県直営	今後の入所見通しや地域サービス提供の検討等を踏まえ、将来的な施設のあり方を検討	運営のあり方、サービス提供方法等の検討 課題整理	方針決定 休止決定 方針決定									→	R3年度末で廃止

県立社会福祉施設見直しに係る工程表・実行状況

【令和4年1月31日】

※上段：工程表（H30.2）、下段：工程表に基づく計画の実行状況

施設名	設置場所	制度	施設の種別	現運営形態	見直しの方向 (対応方針)	H 28	H 29	H 30	R 01	R 02	R 03	R 04	R 05	R 06	R 07	備 考
ばんだい荘あおば・わ かば	猪苗代町	介護給付 契約・措置	障害者支援施設 〔旧知的障がい者（児）施設〕	指定管理	児者併設で運営、当面指定管理継続するが、引き続き移譲も含めた検討			今後あり方	実行計画	次期準備	公募指定					・H18～指定管理(公募)： 福島県社会福祉事業団
								今後のあり方に ついて検討・方 向性整理	実行計画 査定	公募指定						
太陽の国ひばり寮	西郷村	介護給付	障害者支援施設 〔旧身体障がい者施設〕	指定管理	定員縮減/施設長寿命化 移譲も含めた検討	実行計画	計画推進		次期準備	公募指定						・H18～指定管理(公募)： 福島県社会福祉事業団
								今後のあり方に ついて検討・方 向性整理		公募指定						
太陽の国けやき荘・か しわ荘・かえで荘	西郷村	介護給付	障害者支援施設 〔旧知的障がい者施設〕	指定管理	定員縮減/ 移譲も含めた検討	実行計画	計画推進		次期準備	公募指定	建替① (けやき)		建替② (かしわ)			・H18～指定管理(公募)： 福島県社会福祉事業団 ※かえで荘はR04年度に再検討
								今後あり 方につい て検討・ 方向性整 理	建替の基本計 画書策定	公募指定	建替① (けやき)	建替② (かしわ)				
太陽の国関連施設① (太陽の国病院)	西郷村	医療	病院	指定管理	医療従事者の確保等/ 指定管理の継続	実行計画	医師確保・診療所化		次期準備	公募指定						・H18～指定管理(公募)： 福島県社会福祉事業団 ・R3.4～太陽の国クリニック に名称変更
									太陽の国 条例の改 正（R2.6）	公募指定 有床診療所化						
太陽の国関連施設② (その他)	西郷村	その他	交流センター 勤労身体障がい者体育館 管理センター 等	指定管理等	引き続き適切に管理 施設の有効活用	実行計画				公募指定						・H18～指定管理(公募)： 福島県社会福祉事業団
									厚生センターを交換 センターに名称変更	公募指定 白樺寮の廃止(予定)						

施設名	女性のための相談支援センター			担当	児童家庭課
制度	措置	施設種別	婦人保護施設	現運営形態	県直営
見直しの方向性(目標)	複数人の同伴児と入所する女性の増加及び入所の長期化傾向に対応した支援の充実を図る。				
工程表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程				
実施項目	具体的な作業		実施時期	実行主体	備考
1 利用者の状況に応じた支援の実施	(1) 利用者の状況に応じた支援計画の策定を行う。 (2) 支援計画に基づき、必要な支援を実施する。		29年度~	県	
2 家事等のスキル獲得が必要な利用者への支援の充実	(1) 改修工事によりキッチン等生活に必要な機能を備えた居室を整備したことから、これを活用し、利用者の生活技術向上のための訓練を実施する。		29年度~	県	
特記事項等	センターの機能のひとつである婦人相談所は売春防止法第34条第1項に基づく県の法定必置機関である。				
対応・方向性	実行状況	H29年度~ 利用者に対し、支援計画に基づき、自立のための家事の習得や家計の自己管理に関する援助を実施			

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表 (平成30年2月14日)	施 設 名	福島学園	担 当	児童家庭課
	制 度	措置	施 設 種 別	児童自立支援施設 現 運 営 形 態
	見直しの方 向 性 (目 標)			
	児童相談所との連携を図りながら、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援に取り組む。			
	工 程 表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程		
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体
	1 虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援	(1) 引き続き、児童相談所と連携し、自立支援検討会を開催し、児童の自立支援計画を作成する。 (2) 自立支援計画に基づき、必要な支援を行う。	29年度～	県
	特 記 事 項 等	児童自立支援施設は、児童福祉法施行令第36条に基づく県の法定必置施設である。		
対応・方向性	実 行 状 況	・H29年度～ 児童相談所と連携し作成した児童の自立支援計画に基づき、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援を実施しており、今後も継続して支援にあたっていく。		

県立 社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2)	施設名	若松乳児院	担当	児童家庭課	
	制度	措置	施設種別	乳児院 現運営形態 県直営	
	見直しの方向性(目標)	<p>【目標1】 疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されている施設として、医療機関と連携した新たな乳児院のあり方について検討する。</p> <p>【目標2】 乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るために、児童養護施設と併設した新たな乳児院のあり方について検討する。</p>			
	工程表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程			
	実施項目	具体的な作業	実施時期	実行主体	備考
	【目標1についての具体的な工程】 1 新たな乳児院の機能に係る検討	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、医療機関との連携のあり方を中心に、本県の乳児院が持つべき機能・役割を審議し、その答申をもとに県が新たな乳児院の機能・役割を決定する。	30年度	県	
	【目標1についての具体的な工程】 2 新たな乳児院の施設運営方法等の検討	上記結果を踏まえ、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、新たな乳児院の施設運営方法等を答申し、県が決定する。	30年度～R元年度	県	
	【目標2についての具体的な工程】 乳児院には、里親宅では養育が困難で医療機関との連携が必要な疾患や障がいのある乳幼児を最終的に受け入れることが期待されていることから、目標1を優先して検討を進める。				
	特記事項等	平成29年8月2日公表の厚生労働省有識者会議による「新しい社会的養育ビジョン」によると、家庭的養育優先の理念を具体化するため、施設養育における滞在期間の短期化や、乳児院を多機能化・機能転換する方向性が示されており、当該ビジョンに基づく平成30年度の福島県家庭的養護推進計画見直しの中で、新たな乳児院の機能・役割等を検討する予定。			
	実行状況	<p>・H30.8.1～H31.3.20 福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、「福島県家庭的養護推進計画の見直し(福島県社会的養育推進計画の策定)」及び「新たな乳児院のあり方」を審議。 (会議を5回開催。同分科会委員による若松乳児院の視察を実施。 同分科会による新たな乳児院のあり方中間答申後、県が医療機関・児童福祉施設を有する法人へ意向調査を実施。同分科会が、新たな乳児院のあり方意見答申及び福島県社会的養育推進計画を県へ提出。)</p> <p>・H31.3.27 子育て支援推進本部会議において、「福島県社会的養育推進計画」及び「新たな乳児院のあり方に係る対応方針」を決定。同計画に乳児院の多機能化・機能転換に向けた取組を明記。 【新たな乳児院のあり方に係る対応方針】 ○新たな乳児院は医療機関と連携しながら多機能化・機能転換を図る。 ○若松乳児院は築48年が経過し老朽化が進んでいることから、施設を整備することとし、新たな乳児院の設置場所は、入所児童の出身地域や県内各地からのアクセス、乳児院が新たに担う役割・機能を踏まえ、選定する。 ○新たな乳児院に指定管理者制度を導入する。 ○県は平成31年度に基本構想を策定し、新たな乳児院の設置に向けた具体的な工程を示すこととする。</p> <p>・R1.10.29、R2.2.14 新たな乳児院に係る基本構想策定ワーキンググループを開催。</p> <p>・R2.3.11 基本構想を策定し公表。</p> <p>・R2.4.21 事業説明会を開催。・R2.6.4 意見交換会を開催。</p> <p>・R2.7.16 事業提案公募を開始 ・R2.10.15 事業提案選定審査会開催。</p> <p>・R2.11.13 指定管理候補者として公益財団法人星総合病院を選定公表。</p> <p>・R2.12.18 乳児院整備計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査会を実施してコンサル業者選定。</p> <p>・R3.8.10 乳児院整備計画を策定し公表。</p>			

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2月14日)	施 設 名	総合療育センター			担 当	児童家庭課
	制 度	契約・措置	施 設 種 別	医療型障害児入所施設 (主たる対象:肢体不自由児)	現 運 営 形 態	県直営
	見 直 し の 方 向 性 (目 標)	本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、今後も県立施設として運営していく。				
	工 程 表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程				
	実施項目	具体的な作業	実施時期	実行主体	備考	
	1 施設・設備の機能強化	(1) 施設及び医療機器等設備の老朽化が進行しており、利用児童に安全・安心な環境を確保するため、年次計画を作成し、施設の維持補修や設備の更新などを計画的に進める。 (2) 利用児童の重度化や高度化する最新の医療技術への適切な対応など機能を強化するため、将来的な施設のあり方について検討する。	(1)29年度～30年度 (2)29年度～R3年度	県		
	2 サービス提供体制の充実	入所児童への適切な待遇、在宅障がい児に係る短期入所、日中一時支援受入、外来や通所訓練等サービス提供体制の充実を図るための方策を検討する。	29年度～R3年度	県		
	特 記 事 項 等					
	対 応 方 向 性	実 行 状 況	OH29.4～年次計画による施設改修、設備等の更新を実施。 ・R1年度：「第2病棟改修工事」等を実施し、感染症対策のための居室改修工事(間仕切り設置)を実施。 ・R2年度：「通所棟外壁等改修工事」「外来トイレ改修工事」を実施。 ・R3年度：「歯科治療ユニット等の備品更新」「自家発電設備更新工事」を実施(3月竣工予定)。 OH30.4～将来的な施設のあり方及び今後のサービス提供体制の充実策等について、現在の施設の状況、人員配置等を考慮しながら随時検討を行う。 ・R1年度：小児科等、診療待機期間の長い診療科における、R2年度の医師配置など診療体制の拡充を図った。 ・R2年度：情報端末機器の導入による遠隔診療を実施予定。通所事業の運営時間見直しによりサービス提供体制の充実を図った。 ・R3年度：マイナンバーによる健康保険証のオンライン資格確認システムを導入し、利用者の利便性向上を図った。			

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2月14日)	施設名	大笹生学園			担当	児童家庭課
	制度	契約・措置	施設種別	福祉型障害児入所施設 (主たる対象:知的障がい児)	現運営形態	県直営
	見直しの方向性(目標)	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、社会福祉法人への移譲等について検討していく。				
	工程表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程				
	実施項目	具体的な作業		実施時期	実行主体	備考
	1 社会福祉法人への移譲又は指定管理者制度への移行の検討	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などについて、現施設の課題や実情を踏まえながら整理した上で、今後の施設の運営方法について検討する。		29年度～30年度	県	
	2 施設のあり方について	上記1を踏まえ、社会福祉法人への移譲、指定管理制度への移行又は県直営継続など、一番適切な施設の運営方法について決定する。		R元年度	県	
	特記事項等					
	実行状況	・R元. 10. 30 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、大笹生学園のあり方について諮問。 ・R2. 1. 10 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、「指定管理者制度」の導入の方向性を決定。 ・R2. 2. 4 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、意見答申内容について概ね了承。 ・R2. 3. 3 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し意見答申提出。 ・R2. 3. 24 県子育て支援推進本部会議において、指定管理者制度の導入を県の方針として決定。 ・R2年2月議会 指定管理者制度への移行(R4. 4～)及び入所定員を変更する条例を提案、可決。 ・R3. 8. 18～8. 31 指定管理者の公募を実施するも応募団体がなく、また年度内の再募集について応募が見込めなかったことを踏まえ、次年度の公募実施に向けて改めて検討することとした。				

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2月14日)	施 設 名	郡山光風学園			担 当	児童家庭課
	制 度	契約・措置	施 設 種 別	福祉型障害児入所施設 (主たる対象:聴覚障がい児)	現 運 営 形 態	県直営
	見 直 し の 方 向 性 (目 標)	今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供方法の検討等を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討していく。				
	工 程 表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程				
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備考	
	1 今後の入所及び入所以外のサービスの提供方法に係る検討	(1) 入所児童の今後の見通しを踏まえ、施設としての運営のあり方の検討を進める。 (2) 入所以外に当園が提供している在宅児童を対象とする日中一時支援等のサービスの提供方法等について、教育委員会、地元自治体等の意見を踏まえながら検討を進める。	(1)29年度～R元年度 (2)30年度～R元年度	県		
	2 施設のあり方について	上記(1)及び(2)の検討結果を踏まえ、今後の施設のあり方について方向性を決定する。	R2年度	県		
対応・方向性	特 記 事 項 等					
	実 行 状 況	<p>・入所サービスについては、聴覚障がいに加え、知的障がい等を有する重複障がい児の入所がほとんどであることから、今後は、主たる対象を知的障がい児としている県内の福祉型障害児入所施設(8施設)を利用することで対応する。</p> <p>・日中一時支援サービスについては、教育庁(特別支援教育課)と協議を行ったが、隣接の聴覚支援学校の施設を利用してのサービス提供は施設の利用状況等から不可能であるとの結論に達した。</p> <p>・日中一時支援サービスの利用者については、保護者の意向を踏まえ、関係市町村等と調整を図り、他のサービス提供事業所へ移行した。</p> <p>・R2. 3. 3 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、当該施設の現状及び令和3年度からの施設の休止の方向性及び、休止に伴う対応について説明し、了解を得た。</p> <p>・R2. 3. 24 県子育て支援推進本部会議において、令和3年度からの施設休止を県の方針として決定。</p> <p>・R2. 11. 18 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催。施設休止後のあり方について諮問。</p> <p>・R3. 2. 26 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し、廃止が適当とする意見答申提出。</p> <p>・R3. 3. 23 県子育て支援推進本部会議(書面開催)において、R3. 4. 1より休止、R3年度末で廃止と決定。</p>				

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表 (平成30年2月14日)	施設名	ばんだい荘あおば・わかば			担当	障がい福祉課
	制度	介護給付契約・措置	施設種別	障害者支援施設 福祉型障害児入所施設	現運営形態	指定管理
	見直しの方向性(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害福祉サービスの充実を図りつつ、利用者の地域生活への移行を着実に進めていく。また、処遇困難者の受け入れなどセーフティーネットの役割を果たすとともに、利用者のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいく。 ・建物については、太陽の国の各施設と比べて老朽化は激しくないものの、築後18年が経過して修繕等の費用が増えているため、当面、安全確保の観点等から必要な修繕を行いながら、ばんだい荘あおば及びわかばは一体的(児者併設)な取組による運営を行っていく。 ・施設の運営方法については、当面指定管理を継続していくが、社会福祉を取り巻く情勢変化等を考慮しながら、引き続き社会福祉法人等への移譲も含めて検討していく。 				
	工程表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程				
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備考	
	1 施設の今後のあり方を検討	施設の課題や実情を踏まえながら、社会福祉法人等への移譲も含めた施設の運営方法など、施設のあり方見直しの具体的な検討を進める。	30年度	県		
	2 実行計画の策定・推進	管理運営方法の決定による実行計画を策定するとともに、適正な施設運営のあり方を決定し実行計画を推進する。	R元年度 →R4年度	県	実施時期の見直し	
	3 次期運営体制の準備等(R4年度以降)	上記の検討結果を踏まえ、R3年度以降の次期運営体制の準備等を進める。	R元年度 →R4年度	県	実施時期の見直し	
	特記事項等	ばんだい荘わかば(障害児入所施設)は、現在、障害福祉サービス基準適用の経過措置(国の特例措置)により、18歳以上の入所を受け入れている。当初、平成29年度で特例措置が終了することになっていたが、令和2年度まで延長となった。				
対応・方向性	実行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.4～ 施設の課題や入所者の現状等を踏まえて、今後のあり方について検討開始。 ・H30.9～ 社会福祉事業団と意見交換・調整を重ね、方向性を整理。 ・R2.8 次期期間(令和3年4月～8年3月)までの指定管理者募集を開始。 ・R3.4～ わかばに関する経過措置の再延長(令和5年度末まで)を踏まえ計画内容を再検討 ・R3.4～ 新たな指定管理期間の開始(～令和8年3月)。 				

県立 社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2月14日)	施 設 名	太陽の国ひばり寮	担 当	障がい福祉課	
	制 度	介護給付	施 設 種 別	障害者支援施設	
	現 運 営 形 態				
	指定管理				
	見直しの方 向 性 (目 標)				
	<p>・広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。</p> <p>・けやき荘など3施設と比べて建物の老朽化は激しくないものの、築30年以上が経過していることから、大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図っていく。</p> <p>・施設の運営方法については、当面指定管理を継続していくが、老朽化対策後の太陽の国全体の施設運営状況や社会福祉を取り巻く情勢変化等を考慮しながら、改めて社会福祉法人等への移譲を含めて検討していく。</p>				
	工 程 表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程			
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備考
	1 実行計画の策定	(1) 太陽の国及び地域における施設の役割を踏まえ、施設の定員や機能強化の具体的な方策、時期等について検討する。 また、施設整備の基本的な考え方、事業実施スケジュール等についても検討する。 (2) 上記の検討結果を踏まえ実行計画を策定する。	29年度	県	
	2 実行計画の推進	(1) 利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行う。 (2) 大規模改修を実施する。	(1)着手済み (2)太陽の国けやき荘・かしわ荘の建替後着手	県	
	3 次期指定管理者(R3~7年度)の選定	R3年度以降の次期指定管理者を選定する。	R2年度選定中	県	
特 記 事 項 等					
対応・方向性	実 行 状 況	<p>・H30.4～ 施設の課題や入所者の現状等を踏まえて、今後のあり方について検討開始。</p> <p>・H30.9～ 社会福祉事業団と意見交換・調整を重ね、方向性を整理。</p> <p>・R2.8 次期期間(令和3年4月～8年3月)までの指定管理者募集を開始。</p> <p>・R3.4～ 新たな指定管理期間の開始(～令和8年3月)。</p>			

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2月14日)	施 設 名	太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘	担 当	障がい福祉課
	制 度	介護給付	施 設 種 別	障害者支援施設
	現 運 営 形 態			
	指定管理			
	見直しの方向性(目標)			
	<p>・広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。</p> <p>・3施設とも築35年以上が経過し、建物の老朽化が激しく、狭隘な生活空間のため、運営に支障をきたしていることから、建替等を進めていく。</p> <p>・施設の運営方法については、当面指定管理を継続していくが、老朽化対策後の太陽の国全体の施設運営状況や社会福祉を取り巻く情勢変化等を考慮しながら、改めて社会福祉法人等への移譲を含めて検討していく。</p>			
	工 程 表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程		
	実施項目	具体的な作業	実施時期	実行主体
	1 実行計画の策定	(1) 太陽の国及び地域における施設の役割を踏まえ、施設の定員や機能強化の具体的な方策、時期等について検討する。 また、施設整備の基本的な考え方、整備場所及び施設配置、事業実施スケジュール等についても検討する。 (2) 上記の検討結果を踏まえ実行計画を策定する。	29年度	県
	2 実行計画の推進	(1) 利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行う。 (2) 施設建替計画を実行する。 ※かえで荘については、34年度に改めて検討する。	(1)着手済み (2)30年度着手	県
	3 次期指定管理者(R3~7年度)の選定	R3年度以降の次期指定管理者を選定する。	R2年度選定中	県
	特 記 事 項 等			
対応・方向性	実 行 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.4～ 施設の課題や入所者の現状等を踏まえて、今後のあり方について検討開始。 ・H30.9～ 社会福祉事業団と意見交換・調整を重ね、方向性を整理。 ・H30.10 建替の基本計画書を策定。 ・H31.2 建築設計、地質調査、測量・造成設計の3業務の委託契約を締結。 ・H31.4 けやき荘及び、かしわ荘の定員を100名から80名へ縮減。 ・R2.8～ けやき荘、かしわ荘敷地造成工事の請負契約を締結。 ・R2.8 次期期間(令和3年4月～8年3月)までの指定管理者募集を開始。 ・R3.4～ 新たな指定管理期間の開始(～令和8年3月)。 ・R3.10～ けやき荘新築工事の請負契約を締結。 		

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表(平成30年2月14日)	施 設 名	太陽の国関連施設(太陽の国病院等)	担 当	保健福祉総務課	
	制 度	医療	施 設 種 別	病院	
	見 直 し の 方 向 性 (目 標)	・太陽の国病院については、医師を始めとした医療従事者の確保を図る。 ・病院の運営方法については、指定管理を継続していくが、入院稼働の減少に対応し、診療体制の見直しを行う。 また、入所者だけでなく、地域に開かれた医療機関としての役割も果たしていく。			
	工 程 表	見直しの方向性(目標)についての具体的な工程			
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備考
	1 実行計画の策定	(1) 診療体制の見直し(診療所化)へ向けて具体的な方策、時期等について検討する。 (2) 上記の検討結果を踏まえ実行計画を策定する。	29年度	県	
	2 実行計画に基づく診療体制の見直し	(1) 医師確保に取り組む。 (2) 診療所化に向け、医療法等の手続を行うとともに、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例を改正する。 (3) 新たな診療体制へ移行する。	(1)～R2年度 (2)R2年度 (3)R3年度	県	
	3 次期指定管理者(R3～R7年度)の選定	R3年度以降の次期指定管理者を選定する。	R2年度	県	
	特 記 事 項 等	・厚生センターについては、施設の有効活用方法について検討し、30年度中に宿泊機能の存廃について決定する。(宿泊機能を廃止する場合は、1年間程度の周知期間を設ける。) ・勤労身体障がい者体育館、中央公園・管理センター、給食センター、洗濯センターについては、引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。 ・終末処理場、エネルギーセンター、白樺寮については、H28年度対応方針のとおり廃止等していく。			
対応・方向性	実 行 状 況	<p><太陽の国クリニック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保に向けて、非常勤医師も含めた診療体制等について、指定管理者(病院)と意見交換するなどして継続的に協議 ・令和元年度末、病院を診療所化するための基本的な事項を決定 ・R2.6 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例改正(R3.4～太陽の国病院を有床診療所化し、太陽の国クリニックと名称変更) ・R3.4～ 新たな指定管理期間の開始(～令和8年3月)。 <p><太陽の国交流センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生センターについて、指定管理者及び地元行政機関等と意見交換するなど調整した結果、地域に開かれた有効活用を図るため、H31.4～名称を交流センターに改め、西郷村との連携により、認知症カフェ等に活用。今後の更なる利活用促進に努める。 ・R3.4～ 新たな指定管理期間の開始(～令和8年3月)。 			